

## [事案 2023-317] 契約見直し無効請求

・令和7年3月14日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成22年6月に契約（契約①）し、平成30年7月に組立型保険（契約②）に契約見直ししたが、以下等の理由により、契約②を無効として契約①に戻してほしい。

- (1)平成30年5月頃、突然、募集人が自宅を訪問してきて、契約①の見直しを勧められた。自分は、募集人の勧めに応じて見直しの申込みをし、病院で検査を受け、募集人の上司と面談したものの、契約を締結するには至らなかった。
- (2)後日、募集人から、契約できると連絡があり、細かい内容の説明はなかったが、募集人を信用しており、見直しをすることによって内容が悪くなると思わなかったので、契約②の申込書に署名押印をした。
- (3)令和4年5月頃、新たな担当者との面談を行った際、契約②の説明を受け、契約①には付いていた終身保険、保険料免除特約および3大疾病保障特約が外されていることを初めて知った。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社は、平成30年7月当時、保障見直し手続を提案・説明するにあたり、提案書を作成し、その内容を説明することとしていた。申込書、意向確認書、意向比較結果、提案書の記載からすれば、募集人は、提案書を用いて、契約②の内容を申立人に説明したものと考えられる。
- (2)特に、終身保険と3大疾病保障特約を外すことについては、意向確認書で個別に確認が行われている。
- (3)契約①の特約更新後の保険料と、契約②の保険料とを契約②の更新時期である70歳までと比較すると、本見直しにより保険料を安く抑えることができ、本見直しに合理性がないとは言い切れない。
- (4)本見直し後、子宮がん肉腫の傷病で複数回の入院・手術を行っており、当社は、申立人の請求を受け、令和2年2月に本契約にもとづき保険金を支払った。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、見直し時における事情を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。